

# 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案 概要

## 趣 旨

新型コロナウイルス感染症等(新型コロナウイルス感染症<sup>(※)</sup>及びそのまん延の防止に関する措置等)により経営に影響を受けた事業者の事業の運営に支障が生じないよう、その事業の規模に応じた必要かつ十分な支援を迅速に行うため、当該事業者に対する給付金の支給等について定める

(※) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症

## 給付金の支給等

都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、対象期間(政令で定める期間内の連続2箇月)において次に掲げる売上金額の減少があった事業者(年間の売上金額が相当程度多額なものを除く。)に対し、その申請に基づき、その事業の運営を支援するための給付金を支給 業種ごとに政令で定める

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける前の対象期間に対応する連続2箇月(前年又は前々年の同期を想定)の売上金額に比して30%以上の減少
- ② その他①に準ずるものとして政令で定める売上金額の減少(前年又は前々年の営業実績のない新興企業を想定)

## 給付金の額

政令で定める期間に係る不動産賃料、光熱水費その他の固定費(人件費のうち雇用調整助成金等の対象となるものを除く。)で政令で定めるものの総額に、上記の売上金額の減少の程度に応じて40%~90%の範囲内の割合を乗じて得た額<sup>(※)</sup>(政令で定める額を上限とする)

(※) 雇用調整助成金等の額が人件費の40%~90%に満たないときは、差額を加算

## 給付金の申請

給付金の申請は、税理士等(税理士、公認会計士、行政書士その他の政令で定める者)を経由

## 給付金の支給までの間における資金の迅速な確保

- ・ 都道府県知事は、事業者が給付金の支給を受けるまでの間において貸付け等を受けることにより必要な資金を迅速に確保することができるよう、金融機関・給付金の申請を経由した税理士等との連携その他の措置を講ずる(つなぎ融資)
- ・ 政府は、つなぎ融資について必要な債務の保証が円滑に行われるよう、事業者に関する信用補完事業に関し財政上の措置その他の措置を講ずる

## 不正利得の徴収

都道府県知事は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、給付金の全部又は一部を徴収することができる

## 報 告

都道府県知事は、給付金の支給を受けた者又は給付金の申請を経由した税理士等に対し、報告を求めることができる(所要の罰則を整備)

## 国の負担

国は、都道府県が支弁する給付金の支給に要する費用の全部を負担する